

令和 7 年度予算編成方針

令和 6 年 9 月 水戸市

第 1 国の令和 7 年度予算編成の動向

我が国の経済は、雇用・所得環境等が改善する中で、緩やかな回復が続いている一方、海外景気の下振れや物価上昇等の影響に十分注意する必要があるとされている。

このような状況の中、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に基づき、官民連携のもと、物価上昇を上回る賃金上昇を実現するとともに、D X（デジタルトランスフォーメーション）やG X（グリーントランスフォーメーション）等の分野への戦略的な投資の実行や、少子化対策・こども政策の抜本的な強化等に取り組み、人口減少・高齢化や脱炭素といった社会課題の解決と持続的な経済成長の実現を図りながら、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させるとしている。

そのため、令和 7 年度予算編成においては、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、これらの重要政策に予算の中身を大胆に重点化するとしている。

第 2 地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針

1 地方財政の動向

地方公共団体は、社会保障費や人件費の増加などが見込まれる中、D X・G Xの推進、地方への人の流れの促進、防災・減災対策の強化、こども・子育て支援の拡充など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現に向けて、様々な施策に取り組むことが求められている。

そのため、国においては、これらの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の一般財源総額について、本年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしている。

2 本市財政の現状と財政運営の方針

令和 5 年度の決算状況をもとに、本市財政の現状を分析すると、まず、歳入面においては、財政運営の根幹である市税収入が、個人市民税や固定資産税が増加した一方で、法人市民税が大幅に減少した影響により、予算額を 4 億 7 千万円下回る 422 億円となった。

歳出面においては、普通建設事業費が、市民会館の整備完了等により前年度から大幅に減少した一方で、社会保障費が年々増加を続けているほか、公債費の増加や光熱費・物価等の高騰に伴う各種行政経費の上昇が課題となっている。

市債残高については、4大プロジェクトが全て完了し、建設事業債の新規発行額が大幅に減少した結果、過去最大であった前年度の2,445億円から55億円減少し、2,390億円となった。今後、令和11年度までは4大プロジェクトの市債償還額が増加していくことから、引き続き建設事業債の発行抑制に努め、残高を確実に減少させながら、将来にわたる公債費負担の軽減に取り組むことが不可欠である。

財政調整基金については、光熱費等の高騰に伴う市有施設の維持管理費の増加等に対応するため、27億円の取り崩しを行った結果、残高は前年度から6億円減少し、51億円となった。加えて、令和5年度の実質収支額が15億円となった影響で、令和6年度末の残高は更に減少する見通しとなっており、「みと未来財政プラン」の目標である50億円の残高を確保するためには、一般会計の収支不足の改善を着実に図りながら、財政調整基金からの取り崩しに過度に依存しない財政運営を行っていく必要がある。

この厳しい財政状況の中、こども・子育て政策の抜本的な強化をはじめ、D X・G Xの推進など、新たな財政需要に的確に対応していくため、全庁一丸となって、徹底した行政経営改革を断行し、財務体質の改善を着実に進めることとする。

第3 令和7年度予算編成の基本方針

国の予算編成及び地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針を踏まえた上で、予算編成の基本方針を次のとおり定める。

1 水戸市第7次総合計画ーみと魁・N e x t プランーの着実な推進

みと魁・N e x t プランに掲げる将来都市像「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現を目指し、「施策の大綱」に基づく「主要施策の概要」に位置付けた施策の着実な推進を図る。

特に、都市づくりの三つの基本理念（水戸の未来をリードする「こどもたち」を育むまちをつくる、市民の豊かな暮らしを実現できる「経済発展」するまちをつくる、誰もが生き生きと暮らせる「安心」できるまちをつくる）を具現化する施策に優先的に取り組むとともに、重点プロジェクト（みとっこ未来プロジェクト、若い世代の移住・定住加速プロジェクト）の「戦略的な取組」について、時代の変化を先取りしながら、若い世代に選ばれるまちづくりに資する先進的な施策を積極的に展開することとする。

2 水戸の未来を支える持続可能な財政基盤の確立

みと魁・N e x t プランに位置付けた各施策を着実に推進していくため、これらの財政需要に的確に対応できる、将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確立を目指す。

そのため、令和6年度中に策定する「水戸市行政経営改革プラン」と、本市の中長期的な財政見通しである「みと未来財政プラン」に基づき、選択と集中の考え方のもと、こども・子育て政策や教育をはじめとする重点施策に財源配分を大きくシフトさせるとともに、全庁一丸となって徹底した行政経営改革を断行し、財務体質の着実な改善を進め、財政規律をしっかりと堅持していくこととする。

第4 予算編成要領

1 予算編成に関する基本的な留意事項

(1) 行政経営改革の断行

財務体質の改善を図り、財政の健全化を一層推進するため、歳入歳出両面において、徹底した改革に取り組むこと。

歳入面においては、市税等の収納対策の強化を継続的に推進するとともに、未利用財産の売却及び貸付、水戸黄門ふるさと寄附金や企業版ふるさと納税、ネーミングライツなど、多様な財源の確保に積極的に取り組むこと。また、施設維持管理費をはじめとする各種行政経費が増加する中、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の新設及び改定について、着実に検討を進めること。

歳出面においては、既存事務事業のあり方をゼロベースで検討し、時代のニーズに合致していないものや費用対効果の低いもの、国基準を超過して市の負担が生じているものなどについては、休廃止を含め、抜本的な見直しを実施すること。

また、行政手続や窓口サービスの利便性の向上と、業務の効率化を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金等の財源を確保した上で、行政のデジタル化・DXを一層推進すること。

さらには、職員定数の適正管理と市民サービス向上の観点から、「職員は職員でなければならない業務に特化する」の発想のもと、公共施設の運営や各種事務事業について、民間活力の積極的な活用を図ること。

(2) 個別計画の着実な推進

みと魁・Nextプランに合わせて策定・改定された各個別計画に定める目標等の達成に向けて、着実に施策の進捗を図るため、国県補助などの財源を確保の上、適切な要求を行うこと。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項など

議会及び監査委員の意見や指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図ること。また、附属機関からの答申や請願・陳情があった施策、市民要望が多い事業などについても、必要性、緊急性を十分に検討し、適切な要求を行うこと。

(4) 国県制度の把握

国の各省庁の予算要求内容や補正予算の動向に加え、県の予算編成状況を確実

に把握し、予算要求に的確に反映させること。また、要求後の制度変更等についても、速やかに財政課へ情報提供を行うこと。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算の原則に基づき、支出の効率化と収入確保に努め、一般会計繰入金の縮減を図りながら、経営の健全化に取り組むこと。特に、使用料等については、中長期的な見通しに基づき、適時適切な改定を検討すること。

(6) 外郭団体

外郭団体については、所管課の主体的な指導監督のもと、サービスの向上に努めるとともに、経費の徹底した抑制、独自財源の確保を最大限に図り、民間と競合可能な自立した経営を目指すこと。

また、事業目的基金等を設置している団体は、本年度末残高見込額の10%以上を優先して事業に充当し、市補助金や委託料の削減を図ること。

さらに、団体の経営状況を確認し、留保財源の多い団体については、市補助金の積算方法の見直しを検討すること。

(7) 重要事務事業の予算要求

投資的事業や政策的事務事業については、3か年実施計画（2025年度～2027年度）の内示を踏まえて要求すること。その際、新規又は大幅な見直しを行う事業で、具体的な取組内容について政策判断が必要なものは、必ず事前に庁内合意を得ること。

また、他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複するものは整理統合を図るなど、効率化と経費縮減に努めること。

2 予算編成の手法と要求基準

(1) 予算編成の手法

ア 枠配分方式

枠配分方式は、事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している担当部課の主体的判断と責任において、既存の事務事業の徹底的な見直しや取捨選択を行うことにより、真に市民が求める施策に財源を配分する手法である。

枠配分対象経費については、原則として査定を行わない方針であるため、各部においては、配分された一般財源等の範囲内で、課の枠にとらわれない柔軟な配分に努めながら、最適な要求を行うこと。

イ 個別査定

投資的事業費や政策的事務事業費のほか、年度間の予算の変動が大きい経費、義務的経費などは個別に所要額を査定する。事業規模や実現可能性、過去の実績、他団体の状況等を十分検討し、積算根拠や参考資料を添えて要求すること。

ウ 特別予算枠

(7) 魁のまち重点特別枠

みと魁・N e x tプランの前期基本計画に定める2つの「重点プロジェクト」（みとっこ未来プロジェクト，若い世代の移住・定住加速プロジェクト）に基づくソフト事業を対象とする。

市民ニーズや事業効果が高いと見込まれるものは，特に優先的に予算措置を行うので，子育て世帯や学生など若い世代のアイデアを積極的に採用し，新しい価値観や柔軟な発想のもと，要求を行うこと。

(4) 行政経営改革奨励特別枠

各部課が自らの創意工夫により経費の節減及び収入確保を図る場合，この取組により生み出した一般財源の2分の1に相当する額を特別枠として配分する。

対象は，令和5年度決算や令和6年度執行で既に取り組んだものに加え，令和7年度から新たに実施する取組も対象とする。また，行政経営改革の効果が単年度に限らず，後年度にわたり継続する取組については，特別枠として配分した相当額を令和8年度以降の枠配分対象経費に加算する。

規模が小さいものについても対象とするので，積極的な協議を行うこと。

(2) 要求基準

経費区分	経費の内容	要求基準等
枠配分対象経費	・ 定例的な経費（一般事務費，施設等維持管理費） ・ 投資的事業費のうち定例的に実施しているもの ・ 政策的事務事業費のうち定例的に実施しているもの ・ 枠配分対象経費内で生み出した新規事業経費	・ 令和6年度当初予算額を基準に算定した一般財源等を部ごとに配分するので，この範囲内で要求すること。 ・ 事業の必要性や費用対効果に十分留意すること。
個別査定経費		
投資的事業費	・ 投資的事業費（枠配分対象経費として指定されたものを除く）	・ 「3か年実施計画」の内示において令和7年度の実施を位置付けられた事業について，内示額の範囲内で要求すること。 ・ 事業規模等の内容や手段，積算根拠を精査し，必要最小限の事業費で要求すること。 ・ 投資的事業計画書又は政策的事務事業調書を提出すること。
政策的事務事業費	・ 政策的判断により実施する経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く）	

その他の経費	・性質上、枠配分対象経費になじまないものとして別に定める経費 ・所要額の変動が大きい施設管理費等	・内容について精査し、必要最小限の経費で要求すること。 ・枠配分対象経費のうち、大幅な変動（±10%を目安とする。）が見込まれるものについては、事前に財政課に枠外組替協議を行い、個別査定経費として要求すること。
義務的経費	・人件費，扶助費，公債費	・適切に所要額を算出して要求すること。
特別予算枠経費		
魁のまち重点特別枠	・みと魁・N e x t プランの前期基本計画に定める2つの「重点プロジェクト」に基づくソフト事業	・魁のまち重点特別枠調書を提出すること。
行政経営改革奨励特別枠	・自らの創意工夫により経費節減や収入確保を図り，生み出した一般財源の2分の1に相当する額	・後年度に事業費の大幅な増加が見込まれる事業は対象外とする。 ・行政経営改革奨励特別枠協議書を指定の期日までに提出すること。

3 歳入に関する留意事項

歳入確保は予算編成の重要課題であるため，決算の状況や制度改正等を踏まえた確な要求を行うこと。また，収納対策の強化や多様な収入の確保に積極的に取り組み，収入増加を図るとともに，過大な見積りとならないよう注意すること。

市税，負担金，使用料等については，収納対策本部における収納率向上計画等を踏まえ，適切な要求を行うこと。

なお，予算計上した財源の確保が見込めない場合には，財政規律を保持する観点から，対象事業の執行停止などの措置を講じることになるので，厳に留意されたい。

(1) 市税

市税収入は，財政運営の根幹をなすものであり，その見積りに当たっては，今後の経済情勢や市民所得の推移，税制改正等を慎重に見極めるとともに，収納率向上について明確な目標を設定し，的確な額を見積ること。

(2) 地方譲与税，地方消費税交付金等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し，的確な額を見積ること。

(3) 分担金及び負担金

対象者の把握及び厳正な徴収に努め，適正な見積りを行うこと。また，国・県の基準や他団体の動向等を十分確認しておくこと。

(4) 使用料・手数料

受益者負担の適正化，住民負担の公平性の確保を図る観点から，決算状況や受益者負担率の推移に加え，他団体の状況及び類似施設との均衡を考慮した上で，料金

体系の再検討を行い、適正に見積ること。

特に、使用料や手数料を徴収している施設運営や行政サービスについて、光熱費・物価等の高騰により大幅な経費の増加が見込まれる場合は、使用料・手数料の改定を必ず検討し、その具体的な方針や実施時期を示すこと。

(5) 国県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積ること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、未利用財産の売却や貸付による収入を適正に見積り、積極的に予算計上すること。

(7) 市債

「みと未来財政プラン」において、一般会計における建設事業債の新規発行額を年60億円程度に抑制する目標を掲げており、過大な市債発行による公債費の増加は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため、安易に市債に依存する事業計画としないこと。

また、新規の市債発行に当たっては、事業の適債性及び充当率について、事前に財政課と協議すること。

(8) その他の収入

水戸黄門ふるさと寄附金や企業版ふるさと納税については、みと魁・Nextプランに位置付けた各施策を推進するための貴重な財源であることから、所管課の取組に加え、全庁的な協力体制を強化し、寄附額の更なる増加を図ること。

また、これまで推進してきたネーミングライツや広告料収入等の多様な財源確保策についても、対象施設や媒体の拡充を検討し、積極的な予算計上を行うこと。

4 歳出に関する留意事項

歳出予算の見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した経費の節減に努めること。

なお、国・県の補助事業など、特定財源が見込まれるものであっても、事業の内容、緊急性、効果等について、十分精査した上で、実施の適否を判断すること。

(1) 人件費

職員給与費については、別途通知する方法で要求すること。

組織機構の合理化や民間委託を積極的に推進するとともに、新規事務事業の実施等により業務量の増加が見込まれる場合であっても、既存事務事業の整理・統合により業務量の調整に努め、人員増の抑制を図ること。

(2) 物件費

旅費、需用費等の一般事務費については、徹底した節減に取り組むこと。

委託料については、安易にこれまでの仕様を踏襲することなく、業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。特に、調査・設計委託は、職員の能力育成を図る観点から、可能なものは内部対応とすること。

備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性を検討した上で要求すること。

(3) 維持補修費

各施設を良好に維持し、利用者の安全確保を図るため、施設の現況を十分点検し、修繕方法と優先順位を決定した上で要求すること。

特に、大規模な修繕が必要な場合は、必ず中長期的な修繕計画を策定し、要求前に財政課と協議すること。

(4) 扶助費

国・県の制度改正の動向を的確に把握するとともに、決算状況を踏まえ適正に見積ること。市単独で実施している事業や、補助事業であっても市の超過負担が生じている事業については、市民ニーズや費用対効果のほか、近隣市町村や類似団体の状況を勘案し、その必要性・妥当性を十分検討した上で要求すること。

(5) 補助費等

ア 負担金

法令等に基づかない任意の各種団体に対する負担金（団体加入負担金、研修・講習会の参加負担金など）については、費用対効果や他団体の加入状況などを勘案し、必要性を十分検討した上で要求すること。

イ 補助金

全ての補助金を対象に、ゼロベースによる効果検証を行い、費用対効果が低いものや申請が少ないものなどについては、補助の休廃止を含め、制度の見直しを図ること。

特に、令和5年度に実施した補助金等検討専門委員による検討において、制度の見直し等を求める意見があった補助金については、報告書の趣旨を踏まえ、計画的な見直しに取り組むこと。

また、新規補助金については、施策の優先順位を精査し、厳しい取捨選択を行う方針であるため、手法の妥当性や事業効果、公益性を慎重に精査し、適正な補助率や補助期間を定めた上で要求すること。

(6) 投資的事業費

将来にわたる公債費負担の軽減に向けて、市債残高を確実に減少させるため、重要度や緊急性の高いものを除き、可能な限り抑制を図ること。

実施が必要なものであっても、緊急性や費用対効果、完成後の施設運営費など後年度の財政負担を十分考慮し、実施時期や事業規模について再検討を行うとともに、国・県の施策等の動向に留意し、より有利な補助制度を活用するなど、最大限の財源確保に取り組むこと。

また、国の補助制度がない市単独事業については、公共施設の長寿命化等に活用できる公共施設等適正管理推進事業債のほか、緊急自然災害防止対策事業債、脱炭素化推進事業債、こども・子育て支援事業債など、償還時における普通交付税措置率の高い財源的に有利な起債制度の積極的な活用を図ること。

(7) 継続費及び債務負担行為

投資的事業を複数年度にわたって実施する場合や次年度以降に財政負担が伴う契約を行う場合は、継続費又は債務負担行為を適切に設定すること。

(8) 予算の載せかえ

政策目的の早期実現の観点から、繰越事業の縮減を図るため、令和6年度予算に措置した工事等の早期発注に努めること。年度内に竣工見込のない単独事業については、原則として11月以降の執行を行わないこととし、令和7年度予算に載せかえて要求すること。

5 予算編成の日程

年 月 日	事 項
令和6年9月27日(金)	第1回予算編成連絡会議(予算編成方針決定)
令和6年9月30日(月)	予算編成方針・様式集配布
令和6年10月31日(木)	枠外組替協議・行政経営改革奨励特別枠協議期限
令和6年11月15日(金)	予算要求書提出期限
令和6年11月中旬～12月中旬	財政課予算要求内容ヒアリング
令和6年11月下旬	第2回予算編成連絡会議(各部予算要求概要説明)
令和6年12月上旬～7年1月中旬	財政課予算調整
令和7年1月下旬	予算二役調整会議
令和7年1月末	第3回予算編成連絡会議(予算内示)
令和7年1月末	予算案各課内示